50の NARAI

CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士　金澤　厚

第131回　タイ国　ビジネス事例　不正･誤謬･不備事例 ⑬

今回も引き続き不正事例をご紹介します。
会計処理の不正、会社財産に関する不正、会計処理方法や税務上の処理方法の誤り（＝誤謬）、内部統制に関する不備（＝会社のチェック体制の不備）などは、日本のみならず、タイにおいても様々なケースが発生していると考えられます。
事例をご紹介しながら、会社として、管理者としてどういった点に注意すべなのか、どういった対応方法が必要なのか考えてみましょう。

（事例の概要）
今回は、子会社の前社長が会社資金の私的流用、横領などを行っていた事案をご紹介します。

〈まとめ〉
・不正の類型：子会社（T社）の前社長による私的な金銭流用、横領
・事案の内容：子会社の前社長は、個人で負担すべき経費を会社に付け替える等の方法で会社資金を私的に流用していた。調査対象期間5年間全ての期間で行われていた。

（対象会社 H ホールディングス社の概要）
H ホールディングス社（以下、H 社とします）は、内装・外装材製品（タイル・レンガ）の加工や建築工事、輸入仕入販売業を中心に通信事業や提案型リスクコンサルティング事業なども手掛けている。通信事業は携帯基地局の設置から設計・施工・調整・試験まで行う。提案型コンサルティング事業では不正アクセス・情報漏洩、建物・設備など財産の損害、工事・施工上の問題、労災事故など、さまざまなリスクに対して顧客の備えを提供している。
H 社が持ち株会社として設立されたのは 2015 年 9 月である。子会社 T 社の設立は 1991 年 1 月で、2016 年 3 月に H 社に株式を取得され傘下に入った。T 社の事業は通信事業で、中部圏を中心に事業を行っている。H 社の直近会計期間の売上高は 36 億4千万円、経常利益△4 千万円、連結総資産 24 億 1 千万円、純資産 2 億 4 千万円となっている。

（不正行為発覚の経緯・不正行為の影響額）
H 社は、2021 年 5 月に T 社の社長を交代した。その直後に会社関係者から前社長が外注費の不正発注等の不正行為を行っていたのではないかという通報があり、関係資料の閲覧・関係者へのインタビューなど社内調査を始めた。その結果、前社長が T 社の金銭を横領していた可能性が高いことが判明したので、事実を明確にするため、外部第三者による調査委員会を設置し、調査を行った。
・調査対象期間：2016 年 9 月 1 日（子会社化された翌期首）から 2021 年 5 月 18 日（前社長退任日）
・調査方法：証憑書類の精査、PC のデータレビュー、ヒアリング、主要仕入れ先へのアンケート調査
調査の結果、以下の点が判明した。（2021 年 8 月 23 日付けで報告書を公表）。
① 2020 年 8 月期以前の会計期間（4 期間）の影響額（合計）：3.8 百万円
② 2021 年 8 月期への影響額：1.3 百万円

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com

③ 2020 年 8 月期以前の 4 会計期間の影響額の合計(5.2 百万円)は過年度の連結財務諸表には重要な影響を及ぼしていないと判断したため、上記合計額全額を当連結会計年度(2021 年 8 月期)に反映させることとした。

(不正行為の概要・発生原因・背景)

H 社の調査報告書によれば、今回の事案の概要、発生原因として以下の各点が指摘された。

① **前社長による不正行為の態様は**
以下の 3 類型が認められた。
・私的流用:個人で負担すべき経費を T 社に付け替える方法、仕入れ先に対して T 社宛ての請求書を発行させる方法が検出された
・請求書日付の改竄:T 社の月次、年次損益を操作する目的で仕入先に指示し請求日付を調整させていた。
・横領:ゴルフコンペの賞品代金の横領、スクラップ売却代金の横領

② **T 社の私物化**
前社長は T 社の社長就任以降会社の代表者であるという立場を利用して、取引業者に請求書の改竄の指示、私的支出の付け替えなどにより個人の利得を得ることに専心し、T 社に損害を与えていた。こういった行為は会社の私物化である。

③ **内部牽制機能が無効化されてしまった**
会社の私物化が可能となったのは T 社においては役職員の不正行為を防ぐための牽制機能が無効化されてしまったことにある。例えば、経費の支払い処理において経理担当者は「社長案件」については部長承認なしで支払い処理を進めていた。こういった状況は他の役職員には関知しえないブラックボックスとなっており、牽制機能が無効化していたことの証左である。

④ **ホールディングカンパニーによる監視・監督体制の不備**
H ホールディンググループ内では各子会社の経理業務をホールディングカンパニーが行うことを原則としているが、T 社については例外的に T 社が自社内で行っていた。この点、前社長の強い要望があったことから例外的に認められていたものである。前社長は自社内で経理業務を行うことで私的流用が可能となるため要望したと考えられる。会社私物化が温存された背景がある。

(再発防止策・この事例の示唆)

当該事案に対して調査報告書は再発防止策として以下の各点を提言している。

① **T 社における内部統制の見直し**
業務分掌の再構築、人事ローテーション等内部統制システムによる監視・監督機能の強化。

② **ホールディングカンパニーによる経理業務の改善**
親会社の経理担当者が定期的に T 社を訪問し、実態を把握し、業務のチェック・改善を図る。

③ **コンプライアンス教育の徹底**
「社長案件」が存在することに問題意識を持たない従業員がいなくなるよう、コンプライアンス教育を徹底し、各種規程やマニュアルを作成し、役職員・従業員の意識を高める。

④ **ホールディングカンパニーの子会社管理の強化**
グループ企業への内部監査の強化として、監査頻度を高め、問題があれば早期検出、早期改善を行うこと、証憑書類の電子化を進め遠隔地からでもチェックできる仕組みの構築。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.
会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。
1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス
【連絡先】日本国公認会計士　金澤　厚
Mobile:+66 8 4708 2408　E-mail: kanazawa@cmcs.co.th

テラスグループ各社のサービスのご案内、各社の地図、月報購読・Q&A サービスのお申し込みはこちらから→ http://www.tellusgp.com